

### 第3節 国民保護措置等

国民保護法では、武力攻撃等から国民の生命・身体及び財産を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国や地方公共団体などは国民保護措置等を実施することとされている。

武力攻撃等が発生した場合、国・府・市町村等は、以下のような流れで、国民保護措置等を実施することになる。《図：国民保護措置等の実施の流れ》

「武力攻撃」（我が国に対する外部からの武力攻撃）や「武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為等」（大規模テロ等）が発生すれば、まず国が、事態の認定や事態対処の全般的な方針などを取りまとめた「対処基本方針」又は「緊急対処事態対処方針」を閣議決定し、「武力攻撃事態等対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置するとともに、「国民保護対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置すべき地方公共団体を指定する。

これを受け、府、市町村は、「国民保護対策本部」等を設置し、国民保護計画に基づき、「国民保護措置」又は「緊急対処保護措置」を実施する。

「国民保護措置」又は「緊急対処保護措置」は、主として、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処により構成されている。

「避難」では、まず事態の発生に伴い、国が警報を発令し、府は市町村へ通知し、市町村が住民へ伝達する。次に、国が要避難地域と避難先地域を定めるので、これを受けて、府は主な避難経路と交通手段等を示し、市町村を通じて住民へ避難指示を行い、市町村が住民を避難誘導する。

「救援」では、市町村は、府から指示を受け、又はこれを補助して、避難施設等において、関係機関等の協力を得ながら、避難住民等に対し、水、食料や医療の提供などを行う。また、安否情報については、市町村が中心となって収集し、その情報を府は整理して国へ報告を行い、住民等への提供は、市町村、府及び国が、個人情報の保護に十分留意し、実施する。

「災害対処」では、市町村等が消火活動などを行うとともに、府等と協力して、警戒区域を設定し、立入制限などを行い、二次災害を防止する。

《図：国民保護措置等の実施の流れ》

